

北海道営住宅浄化槽保守点検業務実施要領

道営住宅に設置されている単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の保守点検業務の実施にあたっては、法令及び契約に定めるもののほか、この要領によるものとする。

なお、これに定めのない細部の事項については、総合振興局又は振興局建設指導課と協議することとする。

記

1 対象とする浄化槽

この契約の対象とする浄化槽は、別表に掲げる単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)並びにそれに附随する機器等とする。

2 委託業務の実施

(1) 保守点検業務

ア

浄化槽の種類	20人以下		21～300人以下		301人以上	
	実施回数	実施時期	実施回数	実施時期	実施回数	実施時期
単独処理浄化槽 全ばっ気方式	年4回	6・9 12・3月	年6回	5・7・9 11・1・3月	年12回	毎月
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式	年3回	7・11 3月	年4回	6・9 12・3月	年6回	5・6・9 11・1・3月
散水ろ床方式 平面酸化床方式、地下砂ろ過方式	年2回	5・11月	年2回	5・11月	年2回	5・11月

イ

浄化槽の種類	砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽		スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(左欄に掲げるものを除く)		二階タンク及び流量調整タンクのいずれも有しない浄化槽	
	実施回数	実施時期	実施回数	実施時期	実施回数	実施時期
合併処理浄化槽 活性汚泥方式			月4回	週1回	月4回	週1回
回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式	月4回	週1回	月2回	2週1回	年4回	6・9 12・3月
	沈澱分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽					
	20人以下		21～50人以下			

分離接触ばっ 気方式、嫌気ろ 床接触ばっ気 方式、脱窒ろ床 接触ばっ気方 式	年 3 回	7・11 3 月	年 4 回	6・9 12・3 月		
---	-------	-------------	-------	---------------	--	--

・上記のいずれにも該当しない浄化槽は年 1 回、10 月に実施すること。

(2) 清掃業務

浄化槽の種類	実施回数	実施時期
全ばっ気方式	年 2 回	9 月・3 月
全ばっ気方式以外	年 1 回	10 月

3 清掃及び保守点検事項

浄化槽の清掃及び保守点検については、別記様式 1 及び 2「道営住宅浄化槽保守業務報告書」の各項目について実施するものとする。

4 委託業務の実施

委託業務を実施する際には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 浄化槽の清掃及び保守点検業務については、浄化槽の機能を正常に維持するよう浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）に基づき、又は準じて行うこと。
- (2) 浄化槽に故障又は異常を発見したときは、速やかに改善の措置を講じること。
- (3) 地震、凍結、大雨等により、浄化槽の機能に影響を与えるおそれのある事態が発生し、点検の請求を受けたときは、速やかに浄化槽の点検を行うこと。
- (4) 放流水の水質については、常に留意し、環境衛生上の支障が生じることのないよう監視すること。

5 帳簿の整備

受託者は、委託業務の処理結果を記載した帳簿を備え、記録して保存するものとする。

6 委託業務の結果報告

委託業務を実施したときは、その結果を下記様式により、その都度、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に報告すること。

なお、当該報告書を提出するときは、住宅管理人から実施したことを確認した証明印を受けること。

- (1) 清掃 — 別記様式 1
- (2) 保守点検 — 別記様式 2

7 その他

修理及び付属部品の取替え等の必要がある場合は、総合振興局長等に見積書を提出し、その承認を得た後、修理等を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 27 日から適用する。

委 託 契 約 書

北海道（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、別表に掲げる道営住宅に設置された合併処理浄化槽及びそれに付随する機器（以下「浄化槽等」という。）に係る保守管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次に掲げる業務とする。

- （1） 浄化槽の清掃
- （2） 浄化槽及びそれに付随する機器等の保守点検
- （3） 点検結果に基づく調整

（処理の方法）

第3条 乙は、別紙北海道営住宅浄化槽保守点検業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

- 2 乙は、第2条の委託業務を行うときは、この契約の対象となる浄化槽等の設置箇所に専門の技術者を派遣し、行うものとする。
- 3 乙は、第2条の委託業務以外の場合であっても、甲が浄化槽等に異常を認めて、その点検等を乙に請求したときは、遅滞なく前項に規定する措置をとらなければならない。
- 4 乙は、第2条の委託業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該浄化槽等が設置されている道営住宅の管理人に通知するとともに、当該浄化槽等の利用が最も少ない時間帯に行うものとする。
- 5 乙は、委託業務を行うときは、衛生及び保安上に関し十分留意しなければならない。

（委託期間）

第4条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。

- 2 前項の委託料の内訳は、別表のとおりとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 円とする。

〔契約保証金は、免除する。〕

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務担当員）

第9条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に

通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第10条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

3 乙は、緊急の場合における乙の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、甲に通知するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第11条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(甲の請求による点検等)

第12条 乙は、第2条に規定する定期点検以外の場合であっても、甲が機器に異常を認めてその点検及び調整を乙に請求したときは、遅滞なく、処理しなければならない。

(機器の修繕)

第13条 乙は、第2条及び前条に規定する点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲にその見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(保守点検結果等の報告)

第14条 乙は、第2条に規定する委託業務及び前2条に規定する点検又は修繕を実施したときは、その結果を要領の定めにより甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、第2条に規定する委託業務を終了したときは、四半期ごとに委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、北海道 総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第16条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項に規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第 49 条第 7 項、第 50 条第 5 項若しくは第 52 条第 5 項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号)第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第 17 条 第 16 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、この契約に関し乙が納付した契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

〔 第 16 条第 1 項の規定により、契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。 〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

- 2 第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第17条の2 乙は、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（事故発生時の対応等）

第18条 乙は、委託業務の処理に際し、事故又は異常を発見したときは、直ちに是正措置を講ずるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

（相殺）

第19条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第20条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北 海 道
総合振興局長又は振興局長 印

住 所
乙 氏 名 印

附 則

この契約書は、平成22年7月27日から適用する。

道営住宅浄化槽等保守管理報告書（清掃）

平成 年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

(委託業務受託者)

住 所

氏 名

印

浄化槽等の保守管理（清掃）について、平成 年 月 日に下記のとおり実施しましたので報告します。

設置場所 市・町 団地 号棟

処理方式		処理人員	人
管理技術者	認定番号 A第 号		印

(1) 単独処理浄化槽

	項 目	特 記 事 項
1	浄化槽附近の汚染状況	
2	スカムの引き出し状況	
3	汚泥の引き出し状況	
4	中間水の引き出し状況	
5	流入排水管の清掃状況	
6	流入排水柵の清掃状況	
7	流出排水管の清掃状況	
8	その他の洗浄及び清掃状況	

(2) 合併処理浄化槽

	項 目	特 記 事 項
1	浄化槽附近の汚染状況	
2	スカムの引き出し状況	
3	汚泥の引き出し状況	
4	中間水の引き出し状況	
5	流入排水管の清掃状況	
6	流入排水柵の清掃状況	
7	流出排水管の清掃状況	
8	その他の洗浄及び清掃状況	

(3) 特記事項

上記委託業務が実施されたことを認める。

団地 号棟

住宅管理人氏名

印

道営住宅浄化槽等保守管理報告書（保守点検：単独処理浄化槽）

平成 年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

(委託業務受託者)

住 所

氏 名

印

浄化槽等の保守管理（保守点検）を平成 年 月 日に下記のとおり実施しましたので報告します。

設置場所 市・町 団地 号棟

1. 単独処理浄化槽

処理方式			管理技術者	認定番号 第 号
処理人員	型式			

(1) 外観検査

項 目		異常の有無	特 記
保 守 点 検 作 業 内 容	1. 多室型における第2室以降のスカム	有・無	
	2. 2階タンク又は変形2階タンク型における沈殿室のスカム	有・無	
	3. 散水ろ床型におけるろ床への均等散水及びろ床の嫌気性変化	有・無	
	4. 平面酸化床型におけるろ床への均等散水	有・無	
	5. その他の2次処理装置における異常	有・無	
	6. ばっ気室又はばっ気タンク内の旋回流の状況	有・無	
	7. 沈殿室又は沈殿池におけるスカムの異常な発生	有・無	
	8. 汚泥返送装置の異常	有・無	

(2) 合併処理浄化槽

1	水素イオン濃度 (PH)		6	残留塩素	P P M
2	汚泥沈殿率	%	7	水 温	℃
3	透視度	cm	8	臭 気	無微 弱 強
4	亜硝酸性 窒素	+ -	9	消毒方法	液 体 固 体
5	塩素イオン濃度	mg/l	10	引抜汚泥量	m ³

(3) その他の附帯設備に関する保守点検

項目	異常の有無	特 記
流入排水管	有・無	
流入排水柵	有・無	
機械設備	有・無	
電気設備	有・無	

(4) 特記事項

上記委託業務が実施されたことを認める。

団地 号棟

住宅管理人氏名

印

道営住宅浄化槽等保守管理報告書（保守点検：合併処理浄化槽）

平成 年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

(委託業務受託者)

住 所

氏 名

印

浄化槽の保守管理（保守点検）を平成 年 月 日に下記のとおり実施しましたので報告します。

設置場所 市・町 団地 号棟

1. 合併処理浄化槽

処理方式				管理技術者	認定番号 第	号
処理人員	人	処理水量	m ³ /日			

(1) 機能管理作業内容

項 目	機能及び作業状況		項 目	計器の支持		音・熱・振動
	良 否	特記事項				
スクリーンカム除去	除去量	l	自動スクリーン	有・無		
不純物・薬物混入状況	良・否		破砕機	有・無		
各ポンプの目詰り状況	良・否		調整槽汚	NO.1	有・無	
計量器の状況	Vノッチ	cm m ³ /d	水ポンプ	NO.2	有・無	
ばっ気の状況	良・否		調整槽ブローア		有・無	
MLSSの固液の分離性	良・否		ばっ気槽	NO.1	有・無	
沈殿槽の状況	良・否		ブローア	NO.2	有・無	
汚泥返送装置の状況	良・否		回転板モ	NO.1	有・無	
返送汚泥の濃度 返送汚泥の比率	SV	% %	ーター	NO.2	有・無	
スカム浮上状況	良・否		消泡ポンプ		有・無	
スカムの返送	運転・無		放流汚水	NO.1	有・無	
生物膜の付着状況	良・否		ポンプ	NO.2	有・無	

(2) 合併処理浄化槽

MLSSの調整	濃縮貯留槽及び汚泥貯留槽への移送		m ³	搬出余剰汚泥量	m ³
沈殿分離槽第1	スカム厚	cm	汚泥厚	cm	搬出汚泥量
沈殿分離槽第2	スカム厚	cm	汚泥厚	cm	搬出汚泥量
接触ばっ気槽	逆洗はくり汚泥の移送		m ³	沈殿汚泥の移送	
回転板槽	逆洗はくり汚泥の移送		m ³		
消 毒	塩素量	g/日	注入率	ppm	特記事項

(3) 水質管理内容

項 目	色相	臭気	水温	PH	透視度	SV(%)	DO	特 記
流 入 水								
ば っ 気 槽								
接触ばっ気槽								
回 転 板 槽								
放 流 水						残留塩素	ppm	

(4) 特記事項

上記委託業務が実施されたことを認める。

団地 号棟

住宅管理人氏名

印